

東大和市地域生活支援拠点連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 障害のある人が、障害が重度化したり高齢になってもなお、地域で安心して自立した生活が続けられるよう、相談や緊急時の受け入れ等の機能を備えた地域生活支援拠点を設け、地域生活支援拠点が円滑に運営され、機能の充実が図れるよう、関係機関等が連携し、協議を図る場として、東大和市地域生活支援拠点連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）相談機能の整備や充実に関する事。
- （2）緊急時の受け入れ・対応の機能の整備や充実に関する事。
- （3）体験の機会・場の機能の整備や充実に関する事。
- （4）専門的人材の確保・養成の機能の整備や充実に関する事。
- （5）地域の体制づくりの機能の整備や充実に関する事。
- （6）その他連絡会議において必要と認める事。

（組織及び委員）

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）東大和市地域自立支援協議会委員
- （2）東大和市地域包括支援センターの職員
- （3）障害者就労支援センター運営事業実施者の職員
- （4）生活困窮者自立支援事業実施者の職員
- （5）地域福祉権利擁護事業実施者の職員
- （6）居宅介護支援事業者の職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第5条 連絡会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は東大和市地域自立支援協議会会長とし、副座長は東大和市地域自立支援協議会副会長とする。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集する。

2 連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席

を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密保持）

第7条 連絡会議の委員、前条第2項の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 連絡会議の庶務は、健幸福祉部障害福祉課が行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。